

十島村共生型サービス拠点施設及び十島村介護予防拠点施設 管理者仕様書

1 趣旨

十島村共生型サービス拠点施設（以下「共生型サービス拠点施設」という。）及び十島村介護予防拠点施設（以下「介護予防拠点施設」という。）における指定管理者が行なう業務の内容及びその範囲は、関係法令等によるほか、この仕様書による。

2 対象施設の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名称 | 十島村共生型サービス拠点施設及び十島村介護予防拠点施設
小規模多機能ホームたから |
| (2) 所在地 | 鹿児島県鹿児島郡十島村大字宝島 38 番地 |
| (3) 構造 | 十島村共生型サービス拠点施設 木造平屋建て (98.54 m ²)
十島村介護予防拠点施設 木造平屋建て(14.9 m ²) |
| (4) 施設内容 | 調理場、浴室、事務室、宿泊施設、トイレ |
| (5) 附属備品 | 一般備品、厨房備品、宿泊室備品 |

3 管理運営に関する基本的な考え方

施設の性格

この施設は、住民が「住み慣れた地域、自宅でいつまでも生活したい」という共通の願いを支援し、高齢者の健康増進及び介護予防、並びに高齢者福祉の向上、介護支援を行う施設である。また多世代交流等、地域のふれあいの場ともなる拠点施設でもある。高齢者だけでなく児童や障害児・者もサポートする共生型サービス施設としても役割を担う。

- (1) 施設の効用を最大限に発揮する。
- (2) 施設利用者の公平な利用を確保する。
- (3) 施設利用者の安全を確保する。
- (4) 施設利用者の利用状況の適否等につき点検及び指導をする。
- (5) 施設内外及び備品等について定期的に点検し、修理や取替え等について適切な措置を講ずる。
- (6) 施設利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (7) 地域住民や利用者ニーズの把握に努め、管理運営に反映させること。
- (8) 個人情報の保護を徹底する。
- (9) 情報公開を積極的に推進する。
- (10) 施設管理運営の健全化に努める。
- (11) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合は、十島村と協議する。
- (12) 災害緊急時の体制を確保する。

4 管理の基準

3 管理の基準

(1) 休館日

十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例及び十島村介護予防拠点の設置及び管理に関する条例第6条に規定するとおり。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、村長の許可を得て臨時に休館することができる。

(2) 開館時間

同条例第6条に規定するとおり。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、村長の許可を得て変更することができる。

(3) 利用の制限

十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例第7条第2項及び十島村介護予防拠点の設置及び管理に関する条例第9条に規定する場合には、拠点施設の利用を許可してはならない。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、十島村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第13号）第13条の規定を遵守すること。

5 法令等の遵守

管理運営に当たっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 地方自治法及び同施行令

(2) 条例及び同施行規則

(3) 十島村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則

(4) 十島村個人情報保護条例及び同施行規則

(5) 十島村情報公開条例及び同施行規則

(6) その他管理運営を適用される法令で、指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い費用が発生する場合は、十島村と協議する。

6 業務の内容

(1) 施設の利用に関すること。

条例及び同施行規則に基づき、利用契約等を行うこと。

ア 利用の許可（十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例第7条及び十島村介護予防拠点の設置及び管理に関する条例8条）

① 拠点施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者との契約を締結しなければならない。契約に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

② 指定管理者は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許

可に条件を付けることができる。

イ 利用許可の取消し等（十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例第7条第2項及び十島村介護予防拠点の設置及び管理に関する条例10条）

指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止又は変更し、利用の許可を取り消すことができる。

- ① 利用許可の条件に違反したとき。
- ② 利用料金を納付しないとき。
- ③ この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

（2）施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① 施設は、特に事情のない限り、常に正常に使用できる状態を維持すること。
- ② 施設の適正な運営のため、施設及び設備等に関する清掃・保守及び維持管理を行なうこと。
- ③ 施設維持の光熱水費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、塵芥処理費は指定管理者の負担とする。
- ④ 浄化槽点検・清掃費用は十島村の負担とする。
- ⑤ 施設の火災保険料は、十島村の負担とする。
- ⑥ 災害等による施設改修は、十島村の負担とする。
- ⑦ 施設に設置した空調機械、衛生機器等の修繕は、十島村の負担とする。
- ⑧ 厨房内における機器の修繕は、十島村の負担とする。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほかは双方協議の上決定する。

（3）事業運営に関すること。

- ① 拠点施設の管理運営を行う事業計画書により実施すること。
- ② 拠点施設の設置目的を効果的にかつ効率的に達成するように、利用実態等を十分把握し、事業の計画及び実施に反映させること。

（4）管理運営のための体制の整備に関すること。

- ① 管理責任者を1名配置するほか、必要な人員をおくこと。
- ② 利用許可・不許可等に関する各申請書の受付業務、その他体制に必要な業務を実施すること。

（5）利用料金等に関すること。

- ① 拠点施設の利用料金については、拠点施設設置及び管理に関する条例に定める範囲内とする。
- ② 前号の利用料金を決定及び改定する場合は、十島村の承認を得るものとする。
- ③ 利用料金の徴収に関する業務を行うこと。

（6）利用者の安全の確保に関すること。

- ① 利用者の安全を確保するため、常時の施設安全点検に関する業務を行うこと。
- ② 緊急時対策、防犯・防災対策等について管理責任者を指導すること。
- ③ 事故等が発生した場合、十島村と協力して速やかに必要な措置を講ずるとともに事故等の原因調査にあたること。

- (7) 衛生管理については、法令を遵守した対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (8) 個人情報保護に関すること。
個人情報保護に関して周知徹底し、個人情報が漏洩しないよう対策を講じること。
- (9) 情報公開に関すること。
管理業務を行うにあたって保有する文書の公開に努めるとともに、閲覧等の請求があったときは、速やかにこれに応じること。
- (10) 業務報告に関すること。
毎年度終了後、60日以内に事業報告書を提出すること。

6 立入検査

十島村は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行なう。

7 備品の所有権

- ① 協定書締結時に指定管理者に貸付ける備品等については、十島村の所有とし、その使用及び保管は十分注意するものとする。
- ② 協定書締結後に指定管理者が自ら購入・搬入し保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、その都度、十島村に報告するものとする。

8 事務の引継ぎ等

- ① 指定管理者は、本業務の終了（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合を含む。）に際し、十島村又は十島村が指定するものに対し、引継ぎ等を行なわなければならない。
- ② 協定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行なうものとする。

9 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合には十島村と協議し決定するものとする。